

63.3

1988.3.25

## 建産連ニュース

第36号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆昭和63年度県当初予算並びに主要施策等の概要	1
◆外国人の就労に関する問題点とその考察	7
◆“'88さいたま博”の見どころあれこれ	11
◆「21世紀を展望した街づくり」(その17) 皆野町	14
◆事業報告	
(1)昭和63年新年賀詞交換会開催	16
(2)講演会開催(埼玉の歴史と文化財)	17
◆理事会・委員会報告	18
◆告知板	
(1)警備員等の検定制度的について(県警本部提供)	19
(2)県内建設業者数調	22
◆企画シリーズ・県内文化施設めぐり(No.7)	
(1)行田市郷土博物館	23
(2)岩槻市立郷土資料館	24
◆建産連だより	
会員団体の動静	25
◆全国建産連だより	30
◆連合会日誌	31
◆埼玉建産連会館センターの利用を	32
(物価調査会案内広告)	15

## 建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

## 建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 昭和63年度・県当初予算

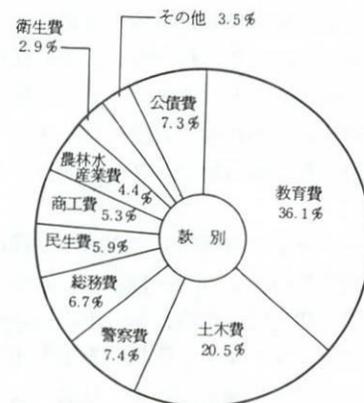
## 並びに主要施策等の概要

埼玉県の昭和63年度当初予算は、一般会計が1兆362億8,200万円で、前年当初比10.2%の増、特別会計は14会計で1,951億7,699万円で、伸び率は10.1%、企業会計は6会計で1,260億587万6,000円、伸び率は23.9%であり、その合計は1兆3,574億6,486万6,000円で、伸び率は11.4%である。予算編成に当たっての基本的考えは、①国の公共事業の積極的な確保はもとより、県単独事業も併わせ道路ネットワークの整備をはじめ、公園、下水道等生活基盤の整備充実②教育、福祉、保健医療に関する施策の拡充③国際化、高齢化対策の充実④県内企業立地の促進⑤中枢都市圏の形成、ネットワークシティ構想の推進、テクノグリーン構想の具体化、秩父リゾート地域整備などのプロジェクトの推進で、21世紀埼玉の基礎づくりをめざす施策展開——を軸に、県中期計画の85%の実現へ向け予算措置を講じたとしている。

一般会計の予算構成比をみると、投資的経費が全体の24.4%を占めている。その内訳は国庫補助事業が1,224億7,872万2,000円で、対前年伸び率は18.8%、直轄負担金が248億8,308万円で、同じく16.8%、県費単独事業は1,056億1,428万1,000円で、同じく29.2%の合計2,529億7,608万3,000円で、伸び率は22.7%である。公営企業会計（企業局）は、電気事業が10億2,831万1,000円で、前年比伸び率15.1%、工業用水道事業は41億5,752万4,000円、伸び率11.1%、水道用水供給事業は695億3,868万8,000円、伸び率21%、土地開発整備事業は323億5,554万4,000円、伸び率49.3%、レクリエーション施設事業は10億8,591万3,000円、伸び率75.2%である。

なお、63年度予算に盛り込まれた部局別の重要施策及び主な事業概要を以下これを順次列記した。

昭和63年度  
埼玉県一般会計歳出予算構成比



## 企画財政部

### △埼玉科学技術懇話会の設置

産・学・官の有識者10名前後で構成、21世紀に向けた本県の科学技術の振興を目的に、広い視野と長期展望に立ち、科学技術政策の総合推進方策、行政のあり方、産・学・官の連携により共同研究体制等の審議を行う。

### △埼玉中枢都市圏情報センター（仮称）の設立

「ニューメディアの活用」による中枢都市圏域の高度情報都市づくりの一環として、情報システムの具体化を図るため、県、市町村、東武鉄道、西武セゾングループ等民間企業が出資、第三セクター方式で運営、本年5月会社設立を見込む。

### △核都市間連絡環状リニア構想調査

第4次首都圏基本計画に位置づけられた業務核都市（立川、浦和・大宮、筑波、千葉等）を結ぶリニア・モーター・カーの導入の可能性を国土庁が中心になって進めているが、本県は大宮、成田間への導入促進のため、委員会形式により全国に先駆け調査に着手。

### △高度情報通信システムの活用手法等に関する研究協議会の設置

県、市町村、民間企業で組織、本システムの整備について検討、調査を行う。

## 総務部

### △アスベスト（石綿）対策

環境の汚染防止のため県有施設（12施設）を対象に施設の整備補修を行う。

### △ベア－広場整備

行政の文化化のモデルとして、庁舎の敷地等を利用し、公共の広場的機能を併せ持つコミュニティ施設とした活用で県大宮合同庁舎及び周辺（約5,000㎡）を整備する。

### △外国人留学生対策

埼玉県国際交流協会等で外国人留学生の実態調査、援助策等の調査、具体的には居住費の補助、宿舎提供等の助成の推進

## 県民部

### △ふれあいコミュニティプラザ設置補助

原則として人口10万人以上の市で、人口急増等により同施設に対する需要度が高まっていることが条件。

### △国民文化祭開催推進

来年の秋本県で開催予定の第4回国民文化祭の準備に着手。

## 環境部

### △地下汚水実態調査

県北、秩父地域で調査のための井戸180本を掘削、汚染地区については周辺調査をも実施す

る。

### △合併処理浄化槽設置整備普及促進

下水道未整備地域で、その普及啓発事業を実施する市町村に対し、財政的援助を行う。

### △クリーン・リサイクルの推進

ゴミの最終処分場の用地難に対処、ゴミの資源化、減量化を促進して処分地の延命化を図るため再資源業務（回収業者等）を支援。業務に高齢者、身障者の活用による福祉、雇用対策を推進し、地域経済の活性化に資するほか、リサイクル啓発事業として再資源化、排出物活用作品展等を開く。

### △自然学習センター（仮称）建設

県住宅都市部で63年度建設着手の「北本自然観察公園（仮称）」（面積40～50ha）園内に建設する。

### △防火基地の整備

越谷市の国民健康福祉村に隣接する面積4,500㎡の用地に、臨時ヘリポート及び防災資機材等の備蓄棟建設、その実施設計を行う。

## 生活福祉部

### △引揚者（中国残留孤児等）援護対策

大宮市土呂町の埼玉県自治研修所内に中国帰国者等のために日本語学習、就職斡旋等の自立研修センターを設置する。

### △伊豆潮風館開設

同館は静岡県伊東市に障害者とその家族等が宿泊・休養し、レクリエーション等を通して社

会参加の促進を図ることを目的に建設したもので、4月1日オープン

#### △障害福祉会館（仮称）の建設

浦和市大原三丁目の敷地面積67,222㎡、建物規模SRC造2階建、延べ8,000㎡の建設に着手、65年度開所を見込む。

#### △所沢児童相談所一時保護所棟の建設

所沢市並木一丁目の同相談所敷地内にRC造2階建、延べ1,063㎡を建設する。64年4月開所を見込む。

## 衛生部

#### △精神医療総合センターの建設

伊奈町の県立がんセンター隣接地にRC造3階建、延べ9,400㎡で本館棟及び体育館兼講堂などの付帯施設を建設する。65年度開所を見込む。63年度予算に8億9,760万円を計上した。

#### △第3血液センター（仮称）建設

63年度調査費100万円を計上、県西部地区に設置することで用地の選定と基本設計を行う。

## 商工部

#### △産業構造調査事業

円高定着、技術革新の進展、消費者ニーズの多様化等を背景に、社会経済環境の変化に対し、県内産業が的確に対応し得るよう行政的支援を行うもの。63年度は、研究開発型企業支援施設（インキュベータ）整備への調査のために909

万8,000円を計上。

#### △産業情報センターの開設

急速な技術革新、情報化が進展する中で、県内企業のニーズに対応した情報提供、相談等の機能をもつ施設を大宮駅西口に完成の産文センター11階に開設する。

#### △テクノグリーン構想の推進

63年度予算に7億7,982万5,000円を計上し、エリア施設の調査、テクノグリーンセンター構想の調査のほか、企業立地等の促進のための補助を行う。

## 農林部

治山事業の63年度予算は21億7,651万4,000円で、復旧治山、予防治山、地すべり防止、水源地域緊急整備等の事業を行う。林道開設事業には15億8,566万4,000円で、公共14路線15km、県単16路線6km。既設林道改良事業には7億7,538万2,000円を計上し、改良工事、舗装工事、防災対策、維持管理を行う。

土地改良等の耕地関係予算は167億8,657万3,000円を計上、かんがい事業、ほ場整備事業、農道整備等を行う。

新規事業として大滝・小鹿野連絡林道(35km)の調査。緑のヘルシーロード整備事業は見沼代用水路の堤塘をサイクリング道路(5.9km)として整備する。水と緑のプロムナード21整備事業は、見沼代用水路沿線82km間の総合的な環境整備(花木の植栽、遊歩道設置)を行う。

## 労働部

△春日部婦人職業サービスルーム（仮称）の設置

パートタイム就業希望者の就職を円滑にすすめるため、求人情報の収集、提供、職業相談及び紹介等のサービスを総合的に提供するため、大宮、川口など6カ所に次いで開設するもの。

#### △シルバー人材センター設置補助

現在、市の補助金によって運営されており、国もまた運営費等一部を補助している。県は市町村に対してシルバー人材センターを設置するよう指導し、現在、21カ所設置されているが、なお設置の促進と運営基盤の強化を図るため運営費について補助を行うもの（1カ所当たり250万円）。

## 土木部

土木部の63年度一般会計予算は1,390億7,040万1,000円で、前年当初比22.9%の増である。大きく分けて公共が569億3,411万9,000円、県単が313億5,800万円である。

主な事業予算をみると、道路改良197億2,300万円、橋梁整備52億4,000万円、緊急地方道路整備（改築）58億2,500万円、舗装維持修繕58億2,389万5,000円、交通安全対策84億4,150万円、災害防除6億2,638万5,000円、橋梁維持修繕7億3,600万円、緊急地方道路整備（維持）13億4,900万円、道路台帳整備3億1,600

万円。

河川改修 221億8,690万円、治水緑地確保23億5,000万円、総合治水対策 68億6,142万5,000円、排水機場整備 17億8,400万円、河川環境整備 5億3,900万円、災害復旧(河川)1億4,348万3,000円。

ダム建設 77億7,300万円、砂防施設整備32億3,140万円、地すべり急傾斜地崩壊対策 2億2,110万円。

新規、重点事業

△主要地方道浦和越谷線道路改良事業

昭和48年度着手の継続施行のもので、浦和市中尾～下野田に至る5,555m 幅員13m(23.5～30.0m) 拡幅改良を行う。

△一般県道・堀兼根岸線(都市計画道路・東京狭山線)道路改良事業

昭和58年度着工、狭山市根岸～所沢市下安松16,760m 幅員6.5～13.0m(16.0～25.0m)の改良を行う。

△一般国道122号蓮田バイパス建設

蓮田市馬込地内～同市閻戸地内の5,013mのうち中間の1,265mの用地補償を促進し全区間の完成を目指す。

△一般国道140号皆野寄居間の道路計画調査 63年度予算に2,000万円を計上、路線計画調査、概略設計、整備手法の検討を行う(63～64年度事業)

△秩父公園橋の建設

秩父長尾根丘陵リゾート開発計画に対応、新橋の架橋(橋長470m、幅員12～16m)、総事

業費35億円を見込み63～67年度継続事業で着手。

△レイクタウン整備事業

水辺都市構想に基づき、調節池の建設と計画的都市開発を推進、流域全体の治水安全度の向上と水辺を生かしたアメニティの高い新しいまちづくりを目指し、計画的に基盤整備を行い良好な住宅、宅地の供給を行うもの。

本県では中川・綾瀬川流域(越谷市)及び新河岸川流域(富士見市)の2ヶ所を計画にあげ、63年度に調査、設計を行う。

△合角ダム建設事業

吉田川総合開発の一環として秩父郡吉田町に計画の多目的ダム(重力式コンクリートダム)を建設するもので、63年度は用地補償とともに土捨場造成工事、道路付替工事を行う。

## 住宅都市部

住宅都市部の63年度の一般会計予算は739億9,719万6,000円で、前年比11.2%増である。また下水道事業特別会計は510億3,461万8,000円で、前年比22.1%増、県営住宅管理事業特別会計は63億4,488万3,000円である。

事業課別予算並びに主要事業概要

▶都市計画課 4億72万9,000円。

都市計画調査費4,835万8,000円、総合都市交通体系調査費1億2,185万円、中枢都市圏新都市拠点整備事業推進費6,000万円、ユーアンドアイ総合都市交通体系調査費1,200万円、身近なまちづくり推進事業費4,000万円。

▶都市整備課 238億1,121万2,000円。

伊奈モデルタウン建設(土地区画整理事業225.4haを実施ほか)9億6,014万2,000円、土地区画整理事業の推進(市町等公共団体及び組合施行事業に対する補助等)37億45万4,000円、市街地再開発促進(公共団体、組合が行う市街地再開発事業の計画策定、調査費補助等)7億8,000万円、街路整備(都市改造型交通渋滞解消モデル事業、街路改良、立体交差築造等)180億1,771万円。

▶公園緑地課 102億1,837万5,000円。

県営21公園、緑道及びサイクリングコース整備等9億7,514万円、大宮公園双輪場改修(メインスタンド改修、63～64年度継続)10億195万5,000円。

スポーツ文化公園(仮称)整備(広場整備、周辺道路及び水路工等)2億5,879万円、秩父ミュージックパーク(仮称)建設(スカイロード築造、粗造成工のほか設計、調査)13億610万円、加須はなさき公園(仮称)建設(用地測量、プール施設等実施設計)2,520万円、北本自然観察公園(仮称)建設(基本設計、園路、広場工)1,211万4,000円

▶下水道課 77億1,267万5,000円(特別会計分を含まず)

芝川都市下水路(上尾市から受託)2億5,400万円、砂川堀都市下水路(県単、公共)6億7,040万円。

荒川左岸南部流域下水道72億4,000万円、荒川左岸北部8億5,350万円、荒川右岸60億8,000

万円（不老川浄化対策事業を含む）、中川 163 億 2,000 万円、古利根川 5 億 8,400 万円、市野川（新規事業）2,100 万円、流域下水道関連公共施設整備事業（住都公団施行杉戸西地区受託及び過年度分の償還）26 億 1,400 万円。

▶土地行政課 10 億 6,015 万 9,000 円。

国土利用計画法に基づく監視区域の指定等 7 億 4,466 万 9,000 円、監視区域詳細調査 1 億 2,082 万 4,000 円、地価動向監視事業 1 億 1,402 万 3,000 円

▶建築指導課 1 億 2,184 万 7,000 円。

埼玉のまちの景観づくり推進（景観行政推進委員会の設置、運営、条例制定の検討等）1,898 万 5,000 円、さいたま景観賞実施（表彰等）210 万円

▶住宅管理課 116 億 191 万 8,000 円（特別会計分は含まず）。

市町村営住宅（特定自販）建設費助成 2,898 万円、都市型住宅供給促進（調査、整備費補助）6,702 万 4,000 円、住宅建設金融事業（新築等 1,350 戸、賃貸用共同住宅 100 戸）93 億 3,406 万 1,000 円、シルバーハウジング構想策定（高齢者住宅及び環境整備に関する基本構想の策定）890 万円、県営住宅の管理（18,663 戸分）63 億 4,488 万 3,000 円。

▶住宅建設課 159 億 4,745 万 3,000 円

62年度公営住宅建設（中層 604 戸建設の 2 年次分支出）59 億 4,361 万 8,000 円、63年度公営住宅建設（中層 623 戸、63～64年度）12 億 9,889 万 3,000 円、既設公営住宅改善事業 62年度 134

戸の改善（2 年次分支出）3 億 1,997 万 8,000 円、同 63年度 122 戸の改善（63～64年度継続）6,882 万円

▶営繕課 1,887 万 6,000 円。

営繕積算システム導入（工事積算内訳書の作成等）344 万 4,000 円。

## 企業局

△新規発電所建設調査費 1,492 万 3,000 円で、浦山発電所（仮称）の建設に伴う調査を行う。

△工業用水道事業 10 億 7,505 万 4,000 円（水源施設建設費負担分の支出）

△広域第一水道用水供給施設建設事業 286 億 9,557 万 7,000 円、63年度主な工事は、新三郷浄水場浄水施設工事、送水施設工事、その他水源施設建設費負担。

△広域第二水道用水供給事業 22 億 6,740 万 4,000 円、主に送水施設工事

△伊奈北部地区宅地造成事業 8 億 7,463 万 2,000 円、44,500 ㎡のうち未整備地区の整地工事

△川里工業用団地造成事業 8 億 7,795 万 6,000 円、施工面積 240,000 ㎡の道路築造、公園整備と整地工事、63年度分譲開始予定。

△大利根工業団地 22 億 5,120 万 8,000 円、施工面積 591,000 ㎡、道路築造、公園整備と整地工事、63年度分譲開始予定。

△川本工業団地 16 億 4,977 万 2,000 円、施工面積 490,000 ㎡、道路築造、整地工事、65年度

分譲開始。

△羽生工業団地 15 億 3,199 万 9,000 円、施工面積 381,000 ㎡、道路築造、水路築造工事、65年度分譲開始予定。

△嵐山工業団地 18 億 8,987 万 5,000 円、施工面積 1,051,000 ㎡、用地買収、調整池築造工事、67年度分譲開始予定。

△妻沼ゴルフ場造成事業 9 億 6,200 万円、コース造成工事、クラブハウス建設工事、63年 11 月オープン（予定）

△新規開発調査 1,200 万円、大里郡上里町地先烏川堤外地の環境アセスメント調査を実施。

△埼玉県企業公社（仮称）設立

企業局、妻沼町、民間の出資（5,000 万円程度）、63年 7～8 月設立をメドにしている。事業内容は①工業団地等の開発に係る調査、研究等を行う。②企業局が行う土地開発整備事業に関連する事業の実施。③企業局が行うレクリエーション施設事業に係る施設の管理運営の受託及びこれに関連する事業の実施。④その他企業局が保有する施設の管理業務の受託——である。

## 教育局

△63年度新設校（鳩ヶ谷）10 億 7,758 万 4,000 円（継続終年次分）

△県立高校校舎整備 8 億 4,406 万 9,000 円（鉄筋校舎改修・屋上防水、窓枠改修、外壁塗装等 9 校、体育館 2 校ほか）

△県立高校校舎増築 4 億 8,312 万 9,000 円（2

校)豊岡高校、熊谷工業高校

△県立高校体育館建設 4億 6,969万4,000円  
(改築大宮商業、増設大井高校、63~64年度継続1年次分)

△県立高校格技場建設 3億 3,228万 6,000円  
(63~64年度継続(3校)行田女子、秩父東、不動産岡女子、62年度着工3校の終年次分)

△県立高校プール建設 1億 7,479万 1,000円  
(伊奈学園総合、終年次分)

△宿泊学習施設建設 1億7,424万2,000円(越生高校)

△産業教育施設整備 6億1,670万5,000円、実習棟建設3校、調査設計1校、設備整備

△在学青年セミナーハウス(仮称)建設調査 4,455万6,000円、荒川村贄川に予定その基本設計

△新設養護学校建設 14億1,423万8,000円、宮代町に建設(63~65年度継続1年次分)

△県立養護学校施設整備 5億 802万3,000円、体育館建設(2校)岩槻、大宮北、プール建設(2校)三郷、上尾

△入間青年の家体育館建設 1億4,930万8,000円(63~64年度継続1年次分)

△平和資料館建設調査 816万4,000円(基本計画の策定)

△埋蔵文化財調査センター(仮称)建設 3億 8,182万6,000円、大里村に建設(63~64年度継続1年次分)

## 警察本部

△浦和警察署庁舎建設 8億3,399万1,000円、SRC造地下1階地上6階建、延6,754㎡(62~64年度継続2年次分)

△加須警察署庁舎増築 2億417万1,000円、RC造3階建、延1,441㎡(現庁舎1階部分取り壊し増築、63~64年度継続1年次分)

△川口警察署庁舎建設 1億5,202万8,000円、SRC造地下1階地上5階建、延6,037㎡(63年度は設計、仮設庁舎の建設、63年~65年度継続1年次分)

△派出所、駐在所建設 1億7,255万2,000円、新設5カ所、改築1カ所、駐在所改築1カ所。

△運転免許センター(仮称)建設 19億3,069万3,000円(59~63年度継続終年次分)

△警察官待機機舎建設 1億7,200万9,000円、熊谷待機機舎1棟12戸、RC造3階建、延792㎡。このほか大宮、朝霞に各1棟ずつ債務負債行為で建設する。

△通信指令システム整備 2億3,602万7,000円、通信指令機器の整備ほか。

△交通安全施設整備 39億9,731万4,000円、交通管制システムの整備、信号機の新設(150基)、改良(55基)、道路標識(大型固定標識新設1,746本)、路側標識、道路標示ほか。

△交通安全教育の推進 1億1,940万3,000円、一般交通安全教育、安全運転管理者講習、交通事故防止対策等。



# 外国人の就労に関する問題点とその考察

## ——疑問視される建設業での受入れ——

最近、建設産業界に関心が深まりつつある問題に外国人労働者対策がある。問題が顕在化し出した昨年なかばから政府も、労働省、法務省などが中心にその対応策の検討に乗り出した。一方、労働者問題を抱える建設業界でも身近な問題として活発な動きが見られるようになった。確かに安い賃金は業界にとって魅力的、労働力確保の面から適正に受入れられるよう法的措置を講じ積極的に受入れてよいという声もある。だが、こうした一時しのぎ的な考えが果して良いものかどうか多くの疑問がある。国際化という大きな潮流の中で大変難しい問題ではあるが、将来禍根とならないためにも慎重な対応が望まれる。以下各界の動き、意見論調を拾って見よう。(W)

### 建設業界の動きと当局の対応

建設現場で働く外国人労働者問題が、建設業界の新しい問題としてクローズアップされつつあるいま、建設業界のリーダーと目される日本建設業団体連合会が中心となり関係7団体と意見交換を行っている(1月25日)。また、全国建設業協会でも2月13日の労務対策委員会で技能工、外国人労働者問題に係る「技能労働者確保問題研究会」の設置を決めた。これらの場で提起された外国人労働者の問題は、単に建設業界の問題だけではなく、法務省、労働省が「全産業的見地から検討されている」事実を踏まえ、建設業界としては今後「慎重に対処していく必要がある」との現状認識の上に、国内の良質な労働力確保と併せて、幅広く労働問題について

検討するいわば態勢固めを行ったものである。翻って、外国人労働者の我が国への就業はいわゆる“ジャパゆきさん”と称される女性がサービス業を中心に進出したものであるが、最近では東南アジア、中東諸国から“おとこジャパゆきさん”と呼ばれる就業希望者が多数各産業に進出しているといわれており、建設業においてもかなりの数が現場に就労しているといわれている。

我が国においては、これら単純労働者の就労は、「入管法」によって禁止しているところであり、現実にはわが国内で就労している外国人労働者は「不法就労」ということになっている。こうしたいわば「ヤミ就労」においては賃金、労働条件などの面で不当な取り扱いを受け、問

題視される面が出てきている。

政府もこのような実態を重く見て、労働省は「外国人労働者問題研究会」を設け、3月末に中間報告をまとめる方向で検討を行っている。一方法務省でも、外国人労働者の入国に対して適切な対策を講ずるため入国管理局内に専門委員会を設け、さらに学識経験者からなる「外国人労働者入国問題検討委員会」で、今後の外国人労働政策のあり方について検討を委ねることにしている。

いまのところ政府の考えは、引き続き今後とも単純労働者の国内就労は認めないが、熟練労働と単純労働との中間の「中間技術者」という枠を設け「労働ビザ」を発給し、滞在期間を限って就労を認めることを考えていることが伝わっている。

こうした情勢下で上記の建設業トップ2団体が問題打開のイニシアチブをとった背景は①建設産業は今日農業人口よりも多い就労者を抱えること②実際に建設現場での外国人の就労者があること③国内における新規の若手労働者の参入が減少していること④技術労働者が不足していること——などを根底に、建設産業将来の労働力確保の観点からも外国人労働者問題は無視できない大きな部分を占めていることもあり、政府の対応を念頭に置いて、大手、中堅、中小の統一的な意見調整を図っておく必要があるためと受けとめられているのである。

こうした動きの中にあって、「土木作業員などの単純労働者を広く受入れ、経営の合理化を

第1表 資格外活動及び資格外活動がらみ不法残留件数

国籍	年						62 (1～6月)
	57	58	59	60	61	うち1～6月	
総 数	1,889 (184)	2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	3,251 (705)	5,802 (1,917)
フィリピン	409 (13)	1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	2,477 (491)	4,436 (1,196)
タイ	412 (25)	557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	485 (66)	561 (117)
パキスタン	7 (7)	7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	20 (20)	288 (288)
中国	775 (84)	528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	163 (79)	229 (90)
Bangladesh				1 (1)	58 (58)	11 (11)	139 (139)
韓国	132 (35)	114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	53 (24)	81 (48)
コロンビア	61	37	81	30	34	16	16
チリ	32	12 (1)	17 (2)	29 (3)	33 (3)	10 (1)	4
アメリカ	13 (1)	20 (6)	6 (4)	6 (3)	6 (3)	2 (2)	2 (2)
その他	48 (19)	23 (9)	34 (21)	24 (14)	42 (32)	14 (11)	46 (37)

(注) 1. ( )内は、男性を示し、内数である。

2. 昭和62年(1～6月)「その他」の内訳は、ビルマ13(13)、イスラエル11(6)、マレーシア6(6)、スリランカ3(1)、イギリス3(3)、シンガポール2(1)、フランス2(1)、ポーランド2(2)、インド2(2)、インドネシア1(1)、イラン1(1)である。

図りたい」とする意見のある一方、「外国人労働者を安易に受入れることは、国内若年労働者、技術労働者の育成を放棄することにつながり、業界の将来を危くする」との慎重論もある。

いずれにせよ外国人就労問題は、外国企業の参入問題と併せ建設業界の将来を律する問題だけに慎重に取組む必要があろう。

### 条件づきでも疑問

労働力確保の問題は、当面の緊要な課題であるが、外国人労働者受入れ問題を論ずる前に考えるべきことは、建設業が受注産業であることに視点を当てて見る必要がある。

建設業は他の製造業と異り、作りだめができない産業であることから発する。即ち、経済情勢により事業量(受注)が変動し、必要な労働力もこれに左右されがちである。时期的または地域的に工事が集中した場合には、一部の職種で労働力の逼迫傾向がみられるが、建設業界ではこれまで機械化やプレハブ化等の推進を図るとともに、既存就業者の有効活用や業者間、地域間の労働力の融通(季節労働者)等により柔軟に対応してきた。

また、建設省では、国内の良質な建設労働力の確保が図られるよう、建設業界の自助努力を期待しつつ、建設業が魅力ある就業の場となるための条件整備を着々と進めている。そうした一連の動きの中で、安易に一時的な労働力不足等を盾に外国人労働者を使用するといった発想は果してよいものか。

第2表 資格外活動及び資格外活動がらみ不法残留者の稼働内容

(昭和62年1月～6月)

国籍	稼働内容	総 数	ホ ス テ ス	土 木 作 業 員	ス ト リ ッ パ ー	売 春 婦	工 員	雑 役	給 仕	店 員	料 理 人	そ の 他	構 成 比
総	数	5,802	3,401	863	137	129	485	273	146	96	49	223	100.0
		1,917		863			459	238	89	67	47	154	33.0
		3,885	3,401		137	129	26	35	57	29	2	69	67.0
構	成	比	%										
			100.0	58.6	14.9	2.4	2.2	8.4	4.7	2.5	1.7	0.8	3.8

(資料出所：法務省入国管理局)

仮に、単純、技能を問わず我が国の建設業に外国人労働者が合法的に入ってくることを認めた場合、どのような問題が発生するだろうか。建設省筋では、次のような見解を示している。

建設労働者については、現在でも製造業等の他産業に比べ賃金水準、労働条件等が劣っている。この上外国人労働者の就労を認めることになれば、ますます労働環境が悪化することが懸念される。この結果、建設現場は、魅力のない就業の場となり、国内の若年労働者の入職は期待薄となり、将来職種によっては国内の技能労働者の確保ができなくなる恐れがある。

建設業における技能労働者の不足は、工事量との見合いでの相対的な問題である。従ってマクロ的には工事が集中した地域で時期的、地域的に通常より労働力の確保が難しくなる。それが技能労働者の不足という現象であられる。

また、個々の建設業者についてみれば、経営の安定化から平常ベースの事業量に対応した必要限度の労働者を確保しているのが普通である。であるから、それ以上の工事を受注したとき、一時的に労働力の調達が必要になる。外国人労働者は、主としてこのような時に調整的な役割を担って“稼働”することが予測できる。同時に“労働力”は工事の終了または受注の減少といった事態が起きたとき、当然のことながら不要な存在となる。特に受注産業である建設業では、往々にして起きる現象である。この時、職を失った外国人労働者のその後の行動が大きな問題となるのである（雇用保険、労災保険等による公的な救済の方法がないことにも留意すべきである）。関係者間で仮に期限や条件付きで入国を認めたとしても、本国へ帰国が担保されるかどうか疑問視する声が高いのである。

## 諸外国における外国人労働者の取扱い はどうか

先進諸外国では、一般に、就労を目的とする外国人の入国や外国人の国内での就労に当たっては、労働主務官庁が発行する労働許可が必要であるとの規制を行っており、こうした労働許可制度の下に、国内の労働市場の状況、その外国人雇用の労働条件に関する一定の条件を満たす場合にのみ外国人の就労が許可される仕組みになっている。

ヨーロッパ諸国では、1950年代後半以降の労働力不足期に大量の外国人労働者を導入したが、石油危機以後、失業の深刻化、自国民と外国人との間の摩擦等の問題が生じたため、各国ともいまは受入れの規制を強化している。

特に、西ドイツ及びフランスでは、1970年代前半にEC域外からの労働者受入れを原則的に停止し、さらに、1980年代後半には、外国人の帰国奨励措置を講じている。イギリスでも、1980年に制度改正を行い、外国人労働者の受入れ範囲をせばめた。

アメリカでは、国内で充足できない場合には単純労働についても一時的労働者として入国を認めているが、1986年10月、違法移民の増大に対処するための移民法の改正が議会を通過した。この法改正により、使用者は、外国人を雇用する場合には本人の米国内での就労の権利をチェックすることが義務づけられ、87年5月より、違法移民を雇用すると処罰の対象となることとなった。次頁に在留資格一覧表を付す。

在留資格一覧表

在留資格	略 称	在留資格に該当する者	在留期間
4-1-1	外 交	外交官、領事官、これらの者の随員、これらの者の家族	任務にある期間
4-1-2	公 用	日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者、その家族	任務にある期間
4-1-4	短期滞在	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。）	90日、60日、30日又は15日
4-1-5	商 用	貿易、事業又は投資活動を行う者（企業の管理者や経営者）	3年、1年、6月又は3月
4-1-6	留 学	留学生（短期大学以上の教育機関等で研究を行い、又は教育を受ける者）	1年、6月又は3月
4-1-6-2	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者	1年、6月又は3月
4-1-7	教 授	学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者（短期大学以上の教育・研究機関で、専任の講師、助教授又は教授の職にある者）	3年、1年、6月又は3月
4-1-8	学術文化	芸術上又は学術上の活動を行おうとする者（音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者）	1年、6月又は3月
4-1-9	興 行	収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手、タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー、裏方、付人等）	60日、30日又は15日
4-1-10	宗 教	宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）	3年、1年、6月又は3月

在留資格	略 称	在留資格に該当する者	在留期間
4-1-11	報 道	外国の新聞、放送、映画その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）	3年、1年、6月又は3月
4-1-12	技術提供	産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者	3年、1年、6月又は3月
4-1-13	熟練労働	熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のкоккや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない。）	1年、6月又は3月
4-1-14	永 住	永住しようとする者	永久
4-1-15	被扶養者	在留資格4-1-5から4-1-13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり、就職したり、他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）	扶養者の在留期間と同期間
4-1-16-1	日本人の配偶者等	日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本邦に在留する場合）	3年、1年、6月又は3月
4-1-16-2	法126-2-6の子	昭和27年法律第126号第2条第6項に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生した者又は昭和28年政令第404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生した者	3年
4-1-16-3	特定の在留資格	法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者のうち、例えば次のような者に与えられる。 就職：日本人では代替できない技術・技能を活かして就職する者 外国語教師 就学：日本語学校等各種学校生徒 ワーキング・ホリデー等）	3年以内の範囲で個々に指定される。

(注) 入管法の特別の規定又は特別法に基づき、上記のような在留資格を有することなく上陸・在留できるカテゴリーの主なものとして、一時庇護（難民等）、協定永住、法126-2-6等がある。  
表の在留資格欄の数字は「入管法」条項を指す。

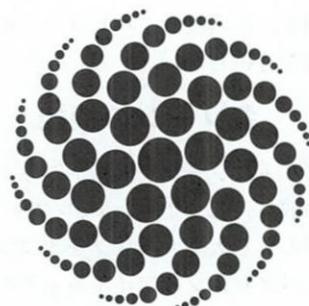
## 今世紀末を飾る——

# 「'88さいたま博」の見どころあれこれ

3月19日、「自由——躍動する未来の創造」をテーマにした“88さいたま博覧会”が開幕、5月29日までの72日間、熊谷市の県営スポーツ文化公園建設予定地面積20haの会場一パイに繰り広げている。

博覧会開催の基本理念は、ここ埼玉県が21世紀へ向け自立する埼玉を目指し、ユーアンドアイプラン（中枢都市圏構想）やテクノグリーン構想（県北自立経済圏の確立）など遠大な施策構想を背景に、①県民の旺盛な活力を生かし21世紀へ向けて飛躍する県土構築の足掛りとする②産業、経済、文化の各般にわたり県の自立化を進める起爆剤とする③県民が郷土のすばらしさを再認識するとともに、広く内外に埼玉の現状と可能性をアピールする場を提供する——ものとしている。

当埼玉建産連も主催団体の一員としてその一翼を担っていることから、そのみどころの一端を紹介することにした。（W）



EXCITING SAITAMA '88

### 30有余のパビリオン軒を競う

出展団体数は、県内92市町村をはじめ、海外17市、民間企業・団体など330余にのぼっている。会場に勢揃いするパビリオンなどは34、テーマを展示、映像で表現する「テーマ館」。埼玉が生んだ偉人・渋沢栄一の業績と生き方を紹介する渋沢栄一館をはじめ21世紀交通館、ふるさと埼玉館などが独特の形体でその軒を競っている（別掲会場案内図及び概説参照）。この会場の目玉としてリニア・モーターカーH S S Tとリムトレーンの2種が会場内を走行する。H S S Tは電磁石で車体を浮上して軌道(330m)

を走る。リムトレーンは、車輪のついた鉄輪式で、これは国内初の公開走行するもので、いずれも試乗が出来ることになっている。特に本博覧会の異彩は地上15mピラミット型の「建設パビリオン」の存在である。次にその構成概要について述べてみよう。（写真はオープンを前に構成の建設パビリオンの外観）

### 異彩放つ「建設パビリオン」

この建設パビリオンは、関東地方建設局が提唱の官・民合同企画による名称もユニークな「未来をつくろう館」。展示内容は国土建設に携わる建設事業のイメージアップを狙い、館内パブ

リックゾーン、展示ゾーンを通じ、次世代を担う青少年を対象に語りかけを行う画期的な構成である。

### ネーミング及び出展構成員

「未来をつくろう館」は、現在建設事業に携っている人達が、次代を背負う子供達に未来のメッセージを発信する場と位置づけることによって、子供達はこのパビリオンを通じて、建設グループのさまざまなファクターを興味の中に感得してゆく。また、映像シアターでは、立体環境劇場として近未来の地球をつくってゆくエンジニア達の活躍をストーリーを通じて未来をつくる魅力、ロマンを感じさせるというのがネーミングポイントである。

パビリオンの出展構成員は、関東地方建設局、

日本土木工業協会、埼玉県建設業協会、埼玉県、日本道路公団、首都高速道路公団、及び水資源開発公団で、企画設計、パビリオン建設、展示の各分野を分担した。

## 各ゾーンの機能

▶パブリックゾーン（大型トラックをシンボリックに取り入れたイベント、レストスペース）＝話題性のある大型トラックをオブジェに持つ広場は、パビリオンのアイキャッチの役割と同時に、イベントの開催、記念撮影、待ち合わせの場として機能展開を図る。

▶展示ゾーン（壁面パノラマや、ゲームを通して学ぶプレイスポット）＝様々な社会基盤整備に係る壮大な事業や、その先端技術を参加、体験させながら紹介し、建設事業に対する理解を促進する。

### 1. 壁面展示エリア

視覚的に感じとってもらうことを主眼に、全体を次の5つのゾーン構成として、イラストと静止画、スチール写真等で、その幅広い活動を紹介する。

(1) 歴史に学ぶ＝ピラミット・五重塔・ベルセポリス・万里の長城等世界的な歴史建造物

(2) 道をひらく＝日本列島を網羅する情報インフラ。高規格道路網の将来構想

(3) 地球に挑む＝最先端技術の紹介、地下都市空間、海洋空間、宇宙空間等の開発（静止画・スチール写真）

(4) 流れをつかむ＝治水事業にまつわるさま



### さまざまな建造物の紹介

(5) やすらぎを与える＝余暇を育み、新たな居住空間を創造するさまざまな事業活動の紹介（ウォーターフロント・リバーフロント・複合リゾートカントリー構想、CCZ計画、さまざまなレジャー施設の紹介等）

### 2. チャレンジプレイエリア（運転ナビゲーションシステム）

ナビゲーションシステムのシュミレーションゲームを通して情報化社会における社会資本整備の推進を理解してもらうことを主眼に展開する。

2台のモーターを連動させたナビゲーションシュミレーションシステムによって、道路風景を映じ出させる。来場者が運転席にてカードキーを操作することにより、モニターのコースに従って目的地まで車を運転してゆく（ゲーム）

### 3. チャレンジプレイエリア（日本縦断ゲー



### ム）

日本全国をネットワークする高規格道路網の将来構想をゲームを通して紹介し、ハイモビリティ社会に向けて着実に整備されつつある事業を理解してもらうことが主眼。

14,000 kmの道路網が電飾により点灯、来場者によりスイッチタッピングする速度によって進行の距離、経過時間がデジタルで表示されるなど、ゲームを通して日本全国の道路網整備について理解を深め得る。

### 4. チャレンジプレイエリア（水の流れ＝水滴の旅）

水の流れ、水の循環、ダム役割等をゲームを通して理解してもらうことを主眼に、海水、降雨、貯水、放水、川、生活用水—水の旅（循環）をゲームの中に再現する。

### 5. チャレンジプレイエリア（流れのシュミレーションゲーム）

# 会場案内図

パソコンゲームを通して、ダム建設等の治水事業や水防活動に対する理解を深めてもらうことを主眼に、砂防ダムの建設、洪水等の水防活動等をゲームの中で体験する。

6. チャレンジプレイエリア (ナレーションロボット)

未来の地球のエンジニアたちへ未来に向けてのメッセージを伝達する (ロボット高さ 1.3m)

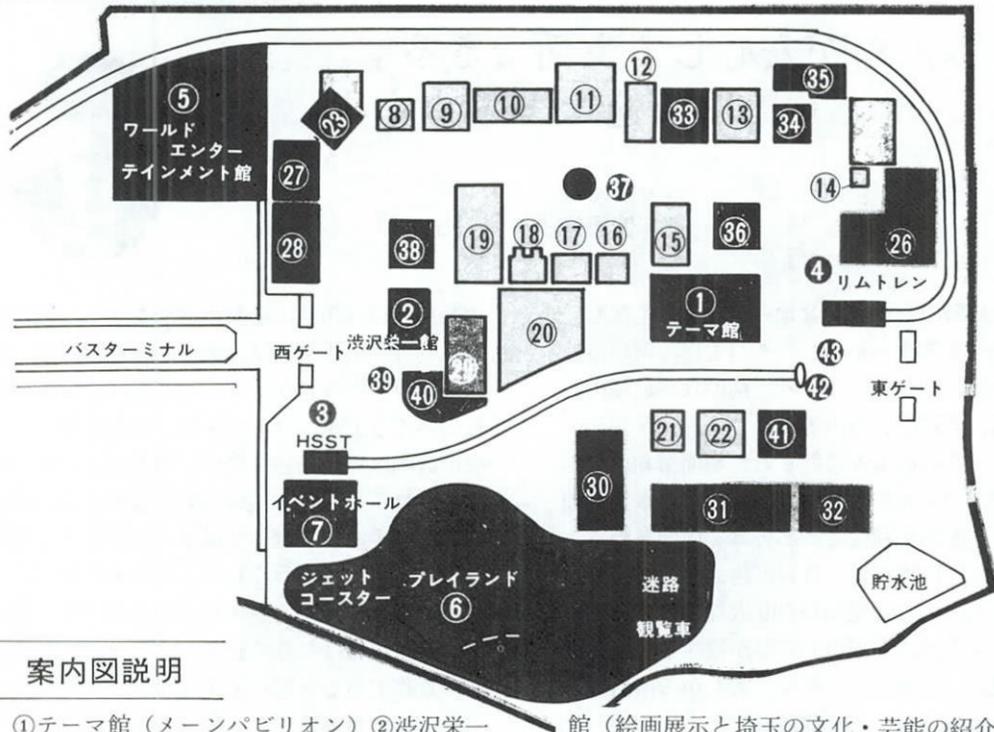
▶シアターゾーン (エンジニアリングアドベンチャーの上映)

映像、照明、音響を効果的に組み合わせた立体環境劇場。子供たちは、このシアターを通して建設事業の大切さや素晴らしさを体得、21世紀に向けて期待と予感を感じる。正面のスクリーンは幅11m×高さ4m、天井面と共に立体感が満される光のディスプレイ効果を発揮する。

▶バックヤードゾーン

安全な運営に十分配慮、来場客数に応じてフレキシブルに対応出来るよう配慮することになっている。

以上が建設パビリオンの概況であるが、このような企画展示は全国初の試みといわれている。実のところ筆者はこの紹介記事をまとめるに当たって現地を訪ね (3月3日) たが、目下整備作業の最中であって、その内幕を見るよしもなかった。会期中に是非足を運ぶことにしているが、一般の方々の参観を是非お奨めしたい。  
**<注>** 交通はJR熊谷駅～会場まで大型バスが運行、ピストン送迎を行う。マイカー駐車場は西口ゲート外。



## 案内図説明

- ①テーマ館 (メインパビリオン) ②渋沢栄一館 (絵画展示と埼玉の文化・芸能の紹介) ③未来つくり館 ④埼玉版くるま館 ⑤くまがや館 (開催地熊谷市の紹介) ⑥三国コココーラ館 ⑦グルメ館 (新しい味の出会い) ⑧水と緑館 ⑨まちづくり館 (21世紀の生活環境) ⑩明日のエレクトロニクス館 ⑪ヘルシー21館 ⑫豊かな暮らし館 ⑬21世紀交通館 ⑭ふるさと産業・物産館 ⑮ふるさと埼玉館 ⑯インポートバザール館 (欧・米・アジアなど世界特産品ショッピング) ⑰秩父札所めぐり ⑱・⑲・⑳～㉓は庭園、広場等の施設
- ①テーマ館 (メインパビリオン) ②渋沢栄一館 ③HSSST起点 ④リムトレ起点 ⑤ワールドエンターテインメント館 (海外出展) ⑥プレーランド ⑦イベントホール ⑧ミサワホーム館 ⑨セキスイハイム館 ⑩東芝館 ⑪埼玉銀行館 ⑫COP (コープ) フレッシュランド (くらし・健康・ふれあいをテーマにしたイベントパザール) ⑬NTTスーパードーム (光と音を一体化した映像シアター等) ⑭たいぎんグリーンハウス (最新技術による果菜栽培等) ⑮東京電力館 ⑯ふれあい郵政館 ⑰日本たばこ館 ⑱さいしんやすらぎ

## 「みんなが安心して生活できる 快適なまちづくり」

皆野町長 山田 秋 久



わが皆野町は、秩父盆地の東北部に位置し、町の中央を荒川が東流し、その右岸の河岸段丘に街が带状にひらけている。周囲は、城峰山、宝登山、大霧山、蓑山等500メートルから1000メートル余りの山々に囲まれた総面積63.07平方キロメートルの町であり、残念ながら平坦地は、わずか24%程度で大部分は、山間林野で、昭和30年、旧国神村、日野沢村、金沢村、三沢村を編入合併した現在13000人程の町である。

町の中心地は、国道140号が縦断し、秩父鉄道の親鼻、皆野両駅があり、古くから市街地形成も成され、商工業立地と併せて、住宅地としての進行が見られた。

特に昭和40年頃から都市化現象が見られ、既成市街地周辺に人口が集中し、農耕地が宅地化するなど、スプロール化が進んできた為、このまま道路、下水道、公園緑地など公共的施設が未整備の状態が無秩序に開発されれば不良市街地化し、将来手の付けられない街となる事を憂慮し、昭和58年に埼玉県土地利用基本計画により、都市地域に指定された大字皆野、下田野、金崎地区の一部について都市計画法に基き、土

地利用及び都市施設の整備計画を定め、健康で文化的な都市生活及び、機能的な都市活動の確保を図り、「みんなが安心して生活できる快適な街づくり」をスローガンに、昭和61年5月、都市計画区域の指定を受け、現在用途地域の指定を受けるべく、住民の理解と協力を求めながら、その手続きを進めて居る。言うまでもなく、都市計画事業は街づくりの100年の大計であり住民の説得や、協力を求めるのに熱意と不断の努力を重ねねばなりません、為政者として当然の責務であると思います。

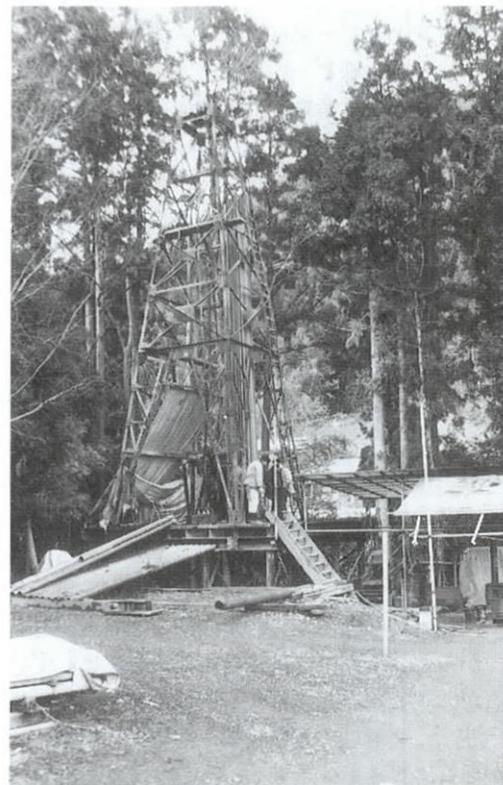
### 「市街地整備事業」

すでに市街地を形成して居る皆野駅・親鼻駅周辺の区域及び将来計画的に市街化を図るべき区域について環境整備の根幹となる区画整理事業並びに道路、下水道、公園緑地など都市施設の整備を実施し、土地の有効利用を増進するとともに、良好な市街地環境を形成していく。

- ア、土地区画整理事業の促進
- イ、都市施設整備事業の推進
- ウ、地区計画制度の活用

「リゾート地域として活性化をめざす」

東秩父村と協力して登谷山、二本木、大霧山や県立牧場(秩父高原牧場)一帯を観光開発しようと言うものです。関東平野を一望出来、東に新宿のビルが見え、西に秩父連峰が夕日に映える景観は、見る人に大きな感動を与えるものと信じます。又、空気の澄んだこの地域は、星の観測にも最高だと言われて居ります。



(日野沢地区温泉湧出現場風景)

現在、両町村で「秩父高原観光開発協議会」を設立し、開発構想を策定するために、コンサルタントに、調査と基本構想の策定を依頼し、報告書の完成報告を待って居り、その構想に基き、積極的なりゾート開発の推進を図りたいと考えている。

#### 「温泉試掘に成功」

大字日野沢地内に温泉が湧出した場所があると云う事と、その対岸に「南湯山善福寺」と称する寺があり、街の活性化に温泉の試掘が話題となり、昨秋、地元議員や町内有志によって民間会社を設立し、温泉の試掘に着手し、昨年暮れ、603米の試掘が完了、水温25℃、水量毎分200リッターの湧出に成功、大きな期待と夢に包まれて居り、現在総合的な開発に着手しようとして居ります。

#### 「夢を食う会社か」

現実的な地域活性化の実現に成功した事は、大きな地域の発展につながる事を確信して居り、町としても、強力且積極的な施策の推進に全力を傾注して行く考えである。

## 定期刊行物

# 月刊 建設物価

### ●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■毎月1日発行／B5判約700頁・定価2,800円(〒別)

※年間予約購読料(臨時増刊等含)28,200円(〒共)

# 月刊 建設統計月報

### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■毎月10日発行／B5判約180頁・定価950円(〒別)

※年間予約購読料 10,800円(〒共)

## 専門図書

63年度版 **建設省土木工事積算基準**  
最新刊  
好評発売中／B5判 660頁・定価 5,800円(送料350円)

63年度版 **土木工事積算基準マニュアル**  
近刊／ B5判 860頁・定価 7,200円(送料400円)

改訂25版 **建設工事標準歩掛**  
近刊／ B5判 870頁・定価 8,900円(送料400円)

63年度版 **土木工事積算標準単価**  
近刊／ B5判 510頁・定価 4,000円(送料300円)

新刊 **建設機械の管理と施工**  
B5判 440頁・定価 4,800円(送料300円)

新刊 **造園修景工事の積算**  
B5判 320頁・定価 3,800円(送料300円)

改訂版 **下水道工事設計積算の実例解説**  
B5判 320頁・定価 3,500円(送料300円)

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

本 部  
〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)  
電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京 1-71833

大阪事務所  
〒532 大阪市淀川区宮原3丁目5番24号(第一生命ビル)  
電話 (06) 399-2451代 郵便振替 大阪 0-20569

## 63年合同新年賀詞交換会開く 各界500名が参集年の門出を祝う

1月8日、建産連会館センター大ホールにおいて当建産連会員29団体による昭和63年合同賀詞交換会が開かれた。この会場に畑県知事をはじめ、県の関係部局の幹部、県議会並びに本県選出国会の各議員、建設省及び関東地方建設局県内出先機関、埼玉労働基準局、県警本部、その他関係機関、団体及び金融機関等の各代表約100名を来賓に迎え、会員団体出席者合わせて約500名が参加、盛大に開催された。

定刻（午後3時）開会、冒頭当建産連齋藤会長は挨拶で「一昨年政府が打ち出した緊急経済対策によって公共事業をはじめとする大型補正予算が成立したことによって、建設産業界は久々に活況を見るに至ったが、余りにも急激な需要増により、首都圏をはじめ大都市圏では技能労務者の不足、一部資材の値上り等の現象があらわれ、建設産業界の経営環境は必ずしも好転したとは言えない状況で新年を迎えた。こうした人不足、資材の値上り問題はこと新しいことではなく、この際、建設産業の将来課題として真剣に取り組んでいかなければならない問題である」と一石を投じたうえ今後の見通しについて「当面の建設需要の好況に安住することなく、今後の経済動向を注視し、更に経営の安定化に努める一方、社会資本の充実を一層進めるため

公共事業予算の継続的拡大の要望運動をより推進する必要がある」と力説、最後に「今年で満8年を迎える当建産連としては、内に一層の基盤固めを図ると共に、全国建産連の新しい動きに呼応し組織の充実強化を図るべきときにある」と、建産連活動が新しい段階に入ったことを示唆し、会員団体の協調を訴えた。

次いで来賓からの祝辞で、まず畑知事は「21世紀を展望、新たな施策展開で県民の期待に応えて行く」と、続いて宮田県議会議長は「昨年は波乱の多い年であったが、今年は躍進する埼玉を目指す年である。県議会の場を通じて確かなものとするための努力をいたす」と明るい展望を述べた。

列席国会議員を代表して立った松永衆議院議員は「安定から拡大基調へ進めていくために公共投資予算を20%伸びという政府予算を編成したが、与・野党協力しその成立に努力する」と力強く述べる一方、「いま政府・与党で推進する首都機能の分散では、埼玉をその受皿としてその実現へ向け努力する」などと、それぞれの立場から意欲的な発言があった。

次いで建設省の牧野建設経済局長から「健全な建設産業を構築するため改正の建設業法の施行及びそれに伴う諸制度の具体化へ向け今年



ターニングポイントの年となるう」とのメッセージが披露され、最後に地元の中川浦和市長が立ち、「本県の40都市は共に若い市であって、都市基盤の整備が急がれている。内外共に厳しい年明けではあるが、業界の一層の支援によって達成していきたい」と末端自治体としての要望が述べられた。

このあと、席を1～2階に移つし祝宴が開かれ、各界の交歓が時余に及び明るいムードの中で散会した。（写真は会場風景）

## 講演 「埼玉の歴史と文化財」を語る

県史編さん室参与 柳田 敏 司

当建産連は3月15日、建産連会館センター2階第1会議室において「埼玉の歴史と文化財」と題し、前埼玉県立博物館長、現埼玉県史編纂室参与として本県の歴史、文化財に関し造詣の深い柳田敏司氏を講師に正味1時間30分、ここ埼玉の生いたち即ち、有史前から中世、近世に亘る移り変りを人文、地理の両面から説き明かされ、その特性が語られた。特に郷土埼玉の人物論で「ここ埼玉（武蔵国）は肥沃な平坦地であって生活（暮らし）環境に恵まれ、ことさら争うことを嫌う性格が地につき、「傑物は逆境に育つ」という環境に無く、古来天下を征するが如き人物が出なかった」と三段論法的な推理に感興をおぼえた。以下講述の内容を大筋でまとめてみた。（W）

### 生い立ちと人のなりわい

いまの関東平野の大半は数10万年前の氷河期には海底になっており、浦和、大宮台地から比企丘陵まで東京湾が入り込み利根溪谷、荒川、人間溪谷を形成していた。この台地に人が住みつき初期は獲物を追って移動するいわゆる狩猟民族（旧石器時代）、その後狩猟に弓矢を用い食物を貯蔵するための壺等（土器）を作るまでに進化（縄文時代）、さらに河川による埋積平地や湖沼に繁茂したマコモ等の植物に流積土砂が重って生じた湿地帯に稲作等を行うようになり（奈良時代と推測）、いわゆる農耕民族として定着、そこに集落を形成した。この頃から支配者（農耕を指導する者）と被支配者（耕作者）という身分に区別を生じ「小国家」を形成した。この支配者は次第に強大な権力を持つようになり、その死後の遺骸を葬る墳墓を築くようになり、5～6世紀に最も普及、その大を競った。この時代は古墳時代と呼ばれ、その後期に「大和朝



廷」が興ったといわれる。先年さきたま古墳群の一つ稲荷山古墳から「辛亥銘鉄剣」が出土、関東の古代史を探る大きな手がかりとなったことは余りにも有名である。（ここで講師は、この辛亥銘鉄剣について詳細説明、この頃は既に関東は大和朝廷の配下にあったことが実証された。）

### 関東武士の興り

大和朝廷から派遣された役人がこの地に土着、関東八平氏とか武蔵七党などと称される群雄が各地に割拠した。これが関東武士の発祥である。これら関東武士の統領は、土地を領有することに身命を捧げ、かつ、中央権力（鎌倉、室町幕府等）に服した。一所懸命という言葉の語源はこの辺から出ている。

豊臣秀吉による小田原攻略（北条）以後関東武士は壊滅、徳川家康が江戸に開府とともに要衝と目された川越、岩槻、忍（行田）の地には譜代大名を配し、その他の武蔵国の大方が旗本

の知行地として細分化（200～3,000石）して与えたため他の地に見られるような一国全土を支配する大大名が生まれなかった。

### 歴史に見る埼玉の特性

江戸幕府が政治の中心となってからここ埼玉の地は、食糧確保の場として盛んに開田が行われる一方、物資の交流を促進するために舟運の路（河川改修）を開いたため経済的に恵まれた。また、中山道、日光街道が開かれ宿場町としても栄え一般に生活が豊かとなった反面、世に言う傑物が生まれなかった。確かに教育、文化に立派な業績を残した人物も少なくはないが、天下を征するが如き大人物は明治以来出ていない。「偉人、傑物は逆境に育つ」と古来言われたが、埼玉はこれにあてはまらなかったであろう。

埼玉はヘソのない県といわれるが、本来江戸（東京）がヘソであった。埼玉も大県となった今日、政治、経済、文化の中心となるヘソ作りも必要であろう、県の施策もこの方向に向っている。

最後になったが埼玉の地には前に述べた辛亥銘鉄剣をはじめ、超一級と目される文化財が数多くあるが、文化財と称するものには形あるもの（古墳及び出土品、史跡、寺社、仏像、書画等）のほか、芸芸や民俗行事（お祭等）のような無形のものも含まれ、大切に保護、保存されるのである。こうした文化財についてはまたの機会に述べることにしたい。

## 広報委員会



1月28日正午から建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開き、①建産連ニュース第35号の発刊報告②同36号の編集方針③連載企画記事のテーマ④63年度委員会事業構想——などを議題に意見交換を行った。

建産連ニュース35号発刊報告につづいて、36号（3月25日発刊予定）の記事項目について事務局より提案説明が行われ、その際、これまでシリーズとして連載の「文化施設めぐり」に代るものとしての新規テーマについて提案を求めた。この連載記事はいわゆる“読みもの”としてこれにふさわしいテーマを考えていただくものであった。

種々意見が出たがなお課題として次回に再協議願うこととし、当面、県、市町村が計画のプロジェクト（工業団地等）を対象にしてはとの提案を受け入れることとなり、その取り扱いが

一任された。

63年度の事業については、これまでの実績をもとに検討することとし、内容は次回（3月28日）で取りまとめることで同意し、散会した。

## 理事会



3月4日、建産連会館特別会議室において理事会を開催、①昭和62年度一般・特別会計の決算見込みについて②昭和63年度一般・特別会計の予算編成方針について③昭和63年度通常総会の開催日程について④役員改選について⑤会員の入会申込みについてを議題にして審議を行ったのち、事務局報告を行って閉会した（写真）。

今回の理事会は、来る通常総会に付議の当連合会の予算絡みの議題が中心で、62年度決算見込み、63年度予算編成方針についてそれぞれ事務局より内容説明を行った。内容について特に質疑等発言はなく原案として作業を進めること

が了承された。なお、63年度通常総会の日程については、5月23日とし、当日任期満了に伴う役員改選を行うことも合わせ了承された。

会員の入会申込みについては、予め申込みのあった「埼玉県外構施設業協会」（神沢英夫会長）の取扱いについて提案であった。入会に異議なしという採決のあと、埼玉県道路標識標業協会の深井進会長より、今回入会申込みの団体とは業務の上で深い係りがあり、一団体として合併することで協議を進めたいので、その結論が出るまで入会を留保願いたいとの趣旨発言があり、早急に結論を出して貰うことを条件に入会留保を承認した。

次いで報告事項に移り、63年新年賀詞交換会の結果について事務局報告があって、これを了承、また、3月19日開幕のさいたま博覧会入場券購入依頼に基づく申込み状況の報告があって閉会した。



# 警備員等の検定制度について

— 県警本部 —

3月4日、県警察本部防犯課の幹部が来会、最近、道路工事現場等で発生する交通事故の多発に鑑み、その防止対策の一環として「警備員等の検定制度」について説明があった。当日の説明によると、「この検定制度は警備員として公的に認める資格認定制度であるが、工事現場で施工業者が自ら交通誘導等を行わせる警備員にまで及ぼすものではない」と断った上、出来得れば、警備に従事する者が一定水準以上の知識と能力を持つことが、適切な業務遂行に役立つ—としてこの制度の活用が促された。以下同制度の概要を再録し参考にご供することにした。



## 検定制度の概要

### ○ はじめに

警備業は、近年急速に発展し、その業務範囲も広範なものになっており、警備業務の内容も高度化・専門化していますが、警備員の中には、警備業務を行う上で必要な知識や技能を有していない者も多い状況です。検定制度は、警備員が一定水準以上の知識と能力を有することを、公的に認めるものでありまして、ユーザーの皆様にとりましても有意義な制度であります。

警察では、真に、県民のニーズに応えられる警備員を育成するため、検定制度の定着化に努めておりますが、その促進を図るため、関係者の方々の御理解と御協力を賜りますよう検定制度の概要について紹介します。

### 1. 趣旨

(1) 昭和47年7月に制定された「警備業法」は、「警備業務」を

- 施設警備業務（機械警備業務を含む。）
- 雑踏警備業務（交通誘導業務を含む。）
- 運搬警備業務
- 身辺警備業務

の4つに区分し、必要な規制を定めていますが、その業務範囲は、輸送警備、雑踏整理、交通誘導から空港、原子力関連施設、金融機関等の施設警備に至るまで広範なものになっており、内容的にも、高度化、専門化の傾向が顕著になっています。このため、警備業務の適否が社会に及ぼす影響が極めて大きくなり、警備員の専門的、技術的な知識及び能力がますます要求されるようになってきています。このような情勢の下で、警備業務の実施の適正を図るためには、何よりも警備員の知識及び能力を向上させ、維持することが必要であります。

このような考え方に立って、昭和57年の警備業法の改正において、警備員の教育に関する規定が整備された中で「警備員等の検定制度」が設けられました。

(2) 警備員等の検定制度は、都道府県公安委員会が、警備業務の実施の適正を図るため、「警備員又は警備員になろうとする者」について、その知識及び能力に関する検定を行い、検定試験に合格した者に対して「検定合格証」を交付するという制度であり、検定に合格した者は、一定の「標章（バッチ等）」を用いることができます。

## 2. 検定の種別

検定の種別は、業務の重要性・公共性、需要の多寡、業務の専門性・定型性等から現在は、次の種別ごとに、1級及び2級に区分して行われています。

警備業務の種別	知識及び能力
交通誘導警備	工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに係る。）を実施するために必要な知識及び能力
核燃料物質等運搬警備	運搬中の核燃料物質等に係る盗難等の事故の発生を警戒し防止する業務を実施するために必要な知識及び能力
貴重品運搬警備	運搬中の現金、貴金属、有価証券等貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務を実施するために必要な知識及び能力
空港保安警備	空港等の施設において航空機の強取等の事故の発生を警戒し防止する業務（航空機に持ち込まれる物品の検査に係るものに限る。）を実施するために必要な知識及び能力

## 3. 検定の方法

検定を受けようとする者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、検定申請者について、受検資格があるかどうかを調査するとともに、学科試験及び実技試験を行って判定します。

### (1) 受検欠格（検定を受けることができない者）

- ア 18歳未満の者
- イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産産で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられてから起算して5年を経過しない者
- エ 最近5年間に、警備業務に関し国家公安委員会規則で定める罪を犯した者
- オ 暴力団関係者

カ 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者等は、検定を受けることができません。

### (2) 学科試験は、「交通誘導警備」を例にとりますと、次のようなことについて行われます。

- ・警備業務の実施の基本原則等の警備業務に関する基本的なこと。
- ・刑法、刑事訴訟法、道路交通法等の法令に関すること。
- ・車両等の誘導に関すること。
- ・事故の発生時における応急の措置に関すること。

### (3) 「交通誘導警備」の実技試験

- 車両の誘導に関すること。
- ・交通誘導業務用資器材の点検及び修理
- ・交通誘導業務用資器材の使用要領
- ・人又は車両に対する合図その他の方法による誘導要領
- 事故発生時における応急の措置に関すること。
- ・事故発生時における警察機関等への連絡要領
- ・事故発生時における負傷者の救護等
- ・護身用具の取扱要領
- ・その他事故の発生時における応急の措置要領（消火器の使用要領等）

### (4) 学科試験及び実技試験の免除

(社)全国警備業協会及び(財)空港保安事業センターが行う指定講習を受け、その課程を修了した者は、学科試験及び実技試験が免除されます。

## 4. 効果等

- (1) 検定制度は、警備業務の実施の適正を図るため、警備員の知識及び能力を維持、向上させることが目的であり、就業制限を伴うものではないが、この検定に合格した者は、「受検欠格に該当せず、かつ、特定の業務につき一定水準以上の知識及び能力を有することを公的に認められた者」となるので、

(指定講習の種別及び講習時間)

区分	指定講習の種別	警備員等			その他の者		
		学科	実技	計	学科	実技	計
全警協	交通誘導警備講習	7	9	16	29	17	46
	核燃料物質等運搬警備講習	8	8	16	33	13	46
	貴重品運搬警備講習	8	8	16	33	13	46
空港保安検査員研修	①アドバンス・コース	18	9	27			
	②ベーシック・コース	18	9	27			

《注》 63年度における指定講習は2回を予定  
(実施日時は未定)

※ 検定合格証・標章様式

氏名・生年月日	埼玉太郎	昭和37年 1月 1日
本 籍	埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号	
交付年月日	昭和62年 3月 25日	合格証番号
		1号

検定合格証

交通誘導警備 2級

埼玉県公安委員会

見本

○ 標章



Q G マーク

(QUALIFIED GUARDMAN)

クオリファイ ガーマン

○警備員の質的向上を促進する。

○ユーザーの業者選定の便宜を図ることとなり、ユーザー保護につながる。

○業者間の公正な競争が確保される。

などの効果が期待できます。

(2) したがって、工事現場や駐車場等において、交通誘導等を伴う業務を行わせようとするときは、次の事項に留意し、検定合格者を効果的に活用することが必要です。

○ 国道や交通量の多い道路における道路工事現場等で、交通誘導等を行わせるときは、1人以上の検定合格者を配置する。

○ デパート、スーパーマーケット、金融機関、イベント会場等の駐車場の出入口付近において、出入車両の誘導を行わせるときは、主要出入口ごとに、1人以上の検定合格者を配置する。

○ その他、公共施設や金融機関等において、多数の市民を対象とした出入管理業務等を行わせるときは、検定に合格している者の配置を考慮する。

5. 検定合格証と標章は、左掲のとおりです。

○ おわりに

工事現場等における交通の安全と円滑を確保するには、現場の状況に応じた適切な交通誘導を行える知識と能力を有している者を配置することが必要でありますので、皆様が、警備業者に業務委託をされるときは、警備会社の規模よりも、警備員1人ひとりの資質を見極めた上で、検定に合格している者など、真に、交通誘導警備に関する一定水準以上の知識と技能を有する警備員を派遣するよう、強く要望していただきたいと思ひます。(県警察本部防犯部防犯課提供)

## 県内建設業者数調

県土木部建設管理課まとめの昭和62年12月末日現在の県内建設許可業者数調によると、別表のとおりであって、それらを前年同期に比べると、知事許可（統計）は398社の減、大臣許可（同）は2社の増で、総計で396社の減である。

なお、法定28業種の分布は、別表2のとおりである。

	区 分	前月末	本月末
知事許可	一般建設業許可業者数	23,529	23,522
	特定建設業許可業者数	516	516
	純 計	23,770	23,763
大臣許可	一般建設業許可業者数	123	121
	特定建設業許可業者数	81	80
	純 計	163	160
	総 計	23,933	23,923

業種別（一般+特定）分布 別表2

土 木 一 式	3,181
建 築 一 式	11,057
大 工	1,138
左 官	575
とび、土工、コンクリート	3,810
石	493
屋 根	488
電 気	1,450
管	2,978
タイル、煉瓦、ブロック	817
鋼 構 造 物	1,423
鉄 筋	234
舗 装	1,683
浚 渫	388
板 金	383
硝 子	287
塗 装	764
防 水	213
内 装 仕 上	1,231
機 械 器 具 設 置	287
熱 絶 縁	92
電 気 通 信	236
造 園	983
さ く 井	61
建 具	676
水 道 施 設	901
消 防 施 設	266
清 掃 施 設	28
合 計	36,123

郷土の誇る歴史、文化遺産を一堂に

新装の行田市郷土博物館を訪ねる

早春薄陽さす3日、新装間もない行田市の郷土博物館を探訪した。行田市とえばかつては「足袋のまち」として全国にその名を馳せた一方、忍藩10万石の城下町として栄えたまち。さて、訪づれた行田市郷土博物館はこの忍城本丸跡に建設され2月17日開館したばかりで、筆者が訪づれた当日も残された広場整備に働く人々の姿が散見された。

受付にて来意を告げ、簡単な説明を受けて館内を一巡、「見事な器にふさわしい中味」という感を深くした。「多くの史跡と文化遺産が先人から引き継がれ今日に残されたものを後世に伝えたい」という市民の願を入れ、昭和59年に発議され、61年6月に着工、62年末に別棟の三層櫓（御三階櫓）の復元とともに完成、その構成は見事なものである。

本館棟はRC造1部2階建、延2,603.4㎡、1階の常設展示室には行田市の歴史を大きく分け3つのゾーンに展示、しかも各ゾーン毎にビデオ装置を備え「見せ、かつ聞かせる」という参観者に対するサービスの行き届いたものである。

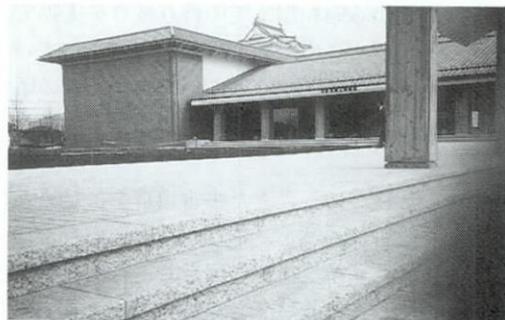
まず最初のゾーンは、忍城とその城下町をと



りあげ、忍城の築城から中・近世の歴史を遺品、パノラマで展示、往時を偲ばせてくれる。

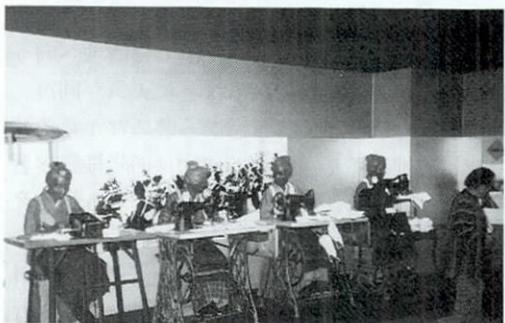
忍城は、古く平家物語、吾妻鏡にその活躍が記録されている武蔵武士の統領成田氏の末裔成田下総守氏長が築城、天正18年（1590年）石田三成による「水攻め」に耐えた天下の名城として誇った。徳川幕政期に入って松平下野守忠康、安部豊後守忠秋など徳川譜代の重臣が藩主として相次ぎ、関東の雄藩を誇ったが、明治6年の廃藩を機に城の建物の大半が取り壊しの運命となり、今日までその城址を残すのみであった。

次のゾーンは、入口に暖簾をくぐって入るといふ趣向でしつらえられ、足袋のまち行田の有



▲ 本館正面玄関

▼ 展示室風景



様を江戸期から昭和期までの移り変りを実物で展示、足袋づくりの工程を再現して紹介している。いまは一般庶民から遠のいたが、子供の頃から親しんだ筆者などは懐しく眺めたものである。

最後のゾーンは、さきたま古墳群をはじめとする数々の古代遺跡と、そこから出土の貴重な品々や古代住居跡を復元し展示し、行田の歴史、文化を余すことなく見せてくれるのである。

1階部には上述の常設展示室のほかに、教育部門として講座室、映写室等、研究部門として

学芸室、文献資料室のほか収蔵部門で一連の施設を備えている。さらに2階は主に図書閲覧室となっている。復元の御三階櫓は将来、歴史資料展示の場として整備することになっている。月曜日、祝祭日の翌日及び年末・年始の各5日間は休館となる以外は、午前9時から午後4時30分まで開館しており、入場料は個人一般は100円、学生、児童は半額の50円、場所は国道125号沿いで市役所より約300m熊谷寄りである。機会を見て1度足を運ばれることをお奨めしたい。(W)

## 旧城下町、宿場町の香を残す

### “人形のまち岩槻”を郷土資料館に見る

立春を過ぎて寒気が募ることを寒の戻りと言われるが、1月が暖冬と言われ春3月下旬を思わせる小春日和が続いたせいもあって一層その感を深くする。前日の予報が見事に適中、早朝小雪が舞い、庭の木々を白く覆い路面の積雪が気がかりの12日、予定した日程でもあり岩槻市立郷土資料館を訪れるべく車で目的地へ向う。途中雲間から薄陽が洩れるほどに天気が回復、春の淡雪という風情を車窓から眺めながら約40分で目的地に着く。訪ねる建物は旧岩槻警察署の庁舎と聞いたが、建物が塗り替えられ見違えるほど立派に生れ変っていた。

受付にて来意を告げたが、折悪しく館長が外出とのことで、事前に館内の模様を聞く術もな

いまま、不取館内を一巡してみた。

まずこの郷土資料館は、昭和57年の開設で建物は昭和5年に旧岩槻警察署庁舎として同市内



最初の鉄筋コンクリート造りで建てられた由緒あるもので、同市は同警察署の移転に伴い資料館として使用することで譲り受け、この建物の保存をはかりながら1階を民具を中心とした郷土資料の展示や保管に、2階は「ミニギャラリー」として美術作品の展示や発表の場に開放し、市民文化の向上に資することを目的に整備した。

1階には、古き時代の暮らしを物語る商家のなりわい、農家のたたづまいを復元型式にまとめ参観に供し、隣室に家具調度等生活用品、器具、作業具を数多く収集展示、往時を偲ばせるよすがとしている。2階は、城下町岩槻を語るに欠かせない太田道灌築城以来の歴史を、つまり室町時代足利期から北条、徳川期を経て廃藩置県までの城主の変遷を考証を付して掲示又は展示し、一見してその流れを知ることができるよう整えられている。

この郷土資料館を一巡して知り得たことは、ここ岩槻は1460年(長祿元年)太田道灌の築城から500年余の歴史を持ち、この間、徳川家康江戸開府までの100年余は関東の要衝として群雄争奪の地であったが、その後の300年は代々徳川譜代が藩主となり、禄高は小藩(終藩は2万3000石)と目されたが、歴代の中には老中をはじめ幕政の中核となる人材が生れており、幕府人材の養成所と謳れたものである。

また、日光御成街道が開かれとともに宿場町としても栄え、諸物資の集散と共に独自の産業「岩槻の人形」をなす職人も育てた。

岩槻人形の起源は定かではないが、元禄12年

の日光東照宮大改修に携った京都・堀川の仏師がこの地に産した桐粉を素材にして作ったのが初めて、以来藩の武士や農家の内職あるいは趣味として広まり、次第に専門化し名匠が輩出、今日の“人形のまち岩槻”として内外に知られ、全国一の生産高を占めるに至ったといわれる。

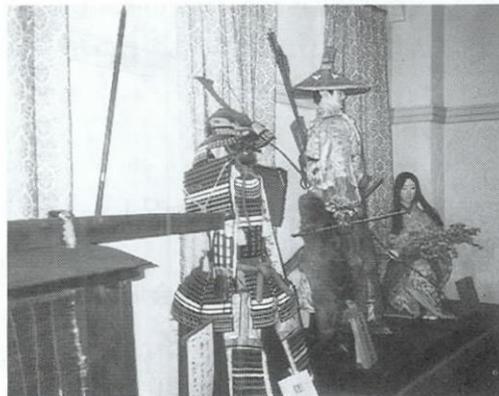
また、館内の一隅に誌されて目を引いた「武州鉄道」に触れてみよう。

武州鉄道は、地方鉄道として初め中央軽便鉄道株式会社という名称で設立され、初めの路線計画は東北本線蓮田駅を起点に、岩槻を通過して蕨、川口を経て赤羽を結ぶものであった。大正13年に蓮田、岩槻間（6.4 km）で開業、昭和3年に岩槻、大門（浦和市）間（7.8 km）、さらに同11年に行衛までのびた。昭和4年総武鉄道（現東武野田線）大宮、春日部間の開通により営業不振となり、また昭和12年日華事変の勃発と共に不要鉄道廃止、撤去という悪条件が重なって、遂に昭和13年会社解散となってその姿を消した。

ちなみに、同鉄道は全線単線で蒸気汽関車3両、気動車5両で運行、午前5便、午後6便と1日11往復、蓮田～武州大門間所要時間43分、運賃は3等45銭と誌されている。

なお、同館の休館日は、毎週月曜、月末及び祝日（11月3日を除く）、12月28日～1月4日で、開館時間は午前9時～午後の4時半、所在は旧国道16号沿い本町2丁目2～34（東北高速道ガードから市内に向かい約1 km）。

電話 0487-57-0271 番。



## 会員団体の動静

### 雇用改善推進事業（第二種） について

（社）埼玉県建設業協会

昭和60年4月より労働省において、新規事業として雇用改善施策の浸透、定着を進めていくため標題の事業を各県の建設業協会が中心となり指導・援助・啓発等の事業を実施することになりました。

埼玉県建設業協会においてもこの趣旨に添い、事業を実施してまいりましたが、本年も同様事業を実施いたします。内容については

#### 1. 指導援助事業

- (1) 建設作業現場責任者に対する雇用管理等講習会。
- (2) 雇用管理指導者セミナー  
現場の雇用管理責任者の指導者養成のための研修。
- (3) 建設業の企業の体質改善と雇用の改善についての講習会。

#### 2. 啓発・広報事業

- (1) 建設雇用改善推進会議を各地区毎にわけて建設雇用改善法と助成金制度の普及、建退共の加入促進についての講習会。
- (2) 広報紙の作成  
当協会の「協会だより」にその都度雇用改善に必要な記事の掲載。

以上のような研修講習会の開催を予定しております。実施についてはその都度、会員以外の方には会員及び建産連等を通じお知らせします

## 墜落災害絶滅を期し——

### 「今確認しよう、よいか足場、作業床、手すり、使用状況」

昭和62年における埼玉県内の死亡労働災害は、全産業で70名の方が殉職なされています。

このうち建設業では31名（44.2%）の犠牲者が仲間からでています。ここで注目すべきことは、依然として58%の18件が墜落災害で占めていることでもあります。

業界から墜落災害の絶滅をさけぶ私共としては、各社ともどもこの事実を厳粛に受止め「今日までの安全は、明日の安全ではない」ことを心にきざみ、毎日の安全活動に力を入れるべきものと考えます。

災害を繰り返さないために、更に次のことを見直ししましょう。

- 安全管理体制について 小規模な現場の増加にともなって、管理不在の現場が見られます。統轄管理の確保を図りましょう。
- 設備基準について 設備基準を定めて計画段階及び作業中、常にチェックしましょう。仮設物を取り払った後の片付け作業も計画的に安全に行いましょう。
- 安全衛生教育について 技能者の不足に伴っ

ので、ぜひ建設業における雇用の改善推進等ご理解を深めていただくためにも多数の方がご参加下さるようお待ちしております。

### 建設業労働災害防止協会埼玉県支部

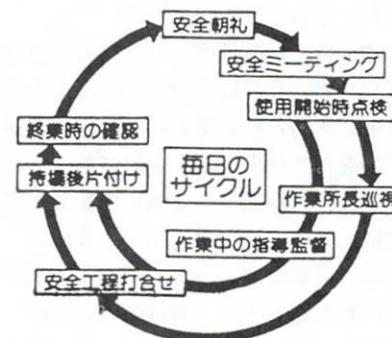
て未熟練労働者の就労が多くなります。必要なことをキチンと教えてから作業させましょう。

- 作業手順について 作業手順を定めるまえに危険と有害な要因を確認しましょう。工事毎にその環境は変わっています。定型的なものだけでは安全衛生が確保されないことがあります。現場に合った作業手順を定めましょう。作業手順は最初から完璧とはなりません。現場の意見をとり入れ、誰でも守れるものとしましょう。
- 作業指示について 作業指示は具体的に行いましょう。やるべきこと、やってはいけないことをはっきりさせましょう。各職方、リースの建設機械等の操作者にも、現場の状況、作業内容、指揮系統などについて理解させてから作業指示をしましょう。
- 災害防止のきめ手 「整理・整頓」「点検・整備」「安全衛生教育」安全設備や保護具は身を守るものです。手すりを外したままだったり、保護帽なく現場に立入る人がいては、

現場での安全はありません。自分だけでなく現場の誰もがそれらを守るよう注意し合うふん囲気づくりが大切であります。

全員が一致協力して災害のない明るい現場を築きましょう。

### 安全施工サイクル



安全施工サイクルは

トップの意志と姿勢の確立によって安全管理を企業がパターン化して、「ヤレ」の安全から「ヤロウ」の安全で職長のリーダーシップの向上をかもしO. J. T(日常指導)の効果をもたらし、法規をふまえ、さらにそれを上回る安全が形成され安全に良く、安全に早く、安全に安くによって無災害による工事の完成を目的としている。

## 63年度事業計画について

### 埼玉県建設大工工事業協会

2月8日、第11期定時総会を開催、第12期(63年度)事業計画を以下の様に採択致しました。

1. 毎月7日に「七日会」を開催し、会員相互の業務上の協定の促進、情報の交換、近代化構想等諸問題の討議を行う。又、「七日会」議事次第、決定事項を掲載した会報の発行。
2. 関係諸官庁、元請に対する請願及要請を行う。
3. 一、二級技能検定試験受験者の講習指導を行う。又、各種作業主任者、職長等の各免許資格の取得に援助を図る。
4. 技術の革新及び新資材の導入の調査研究を行い、会員の発展に寄与する。
  - イ. 中小企業の経営基盤について
  - ロ. 経営成績の向上について
  - ハ. 労働者に関する諸問題
  - ニ. 責任施工態勢の確立と技術分野の研究
5. 労災上乘保険、資材置場保険(第三者)の加入実施。

社会保障費(健康保険、厚生年金、雇用保険、建退共制度等)に関する勉強会の開催。

6. 技能労働者不足を補う為の協会会員同志の助け合い。

以上の事業計画を全て実行すべく、会員一同協力してゆきたいと思っております。

## 前払金保証のあれこれ

### 東日本建設業保証(株)埼玉営業所

- ◎ファクシミリで申込の窓口へ  
(FAX 0488-61-6712)

お送りいただく書類は

- ・保証申込書
- ・請負契約書(写)
- ・使途内訳明細書(金融機関用)

保証料は電話で連絡いたしますので、お振込み下さい。当社窓口にお越しいただいても結構です。

保証証書は郵便でお手元に!!

<時間と経費が大幅に節約できます>

- ◎小規模工事にこそ前払金の活用を

- ・請負金額1,000万円以下の工事
- ・当年度分の出来高予定額が1,000万円以下の工事(年度割がある場合)

が、「小口保証」となります。

小さな資金を上手に使うことこそ経営効率化の第一歩です。

- ◎建設省、農林水産省、運輸省では、「中間前払金制度」を採用しております。

対象となる工事は

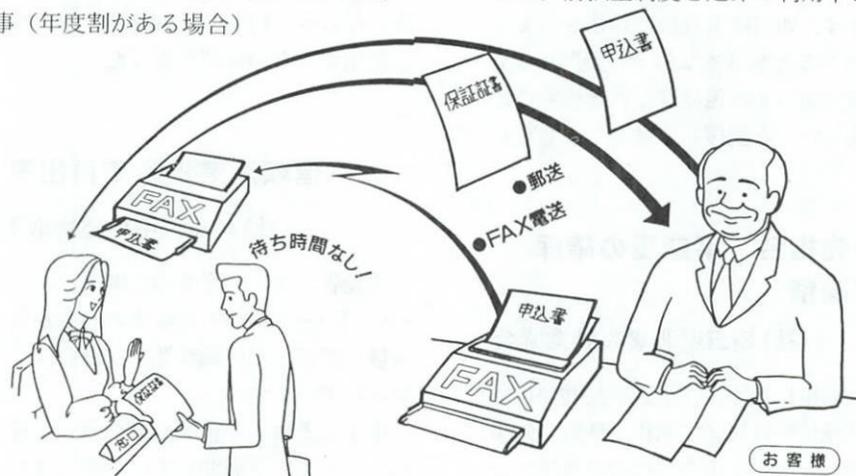
- ・請負金額が1,000万円以上
- ・工期が150日以上

請負契約の時に中間前払金を選択して下さい。工事の途中で請負金額の2割が支払われます。

保証料は一律0.065%です。

「小口保証」「中間前払金保証」の払出は、当社が証明した払出依頼書を金融機関に提出するだけで、手続きが極めて簡単です。

工事のスムーズな施行と合理的な経営のために、前払金制度を是非ご利用下さい。



## 「確認申請等に係る意見交換会」

### 開催

(財) 埼玉県建築住宅安全協会

昇降機関係の確認事務を取り扱っている県内各行政庁担当者と、昇降機業界代表7社との意見交換会を、61年度に引き続き、昨年12月2日に開催しました。

当日は、本会副理事長(兼・昇降機等分科会長) 佐藤務氏を座長として議事進行了ましたが、2回目ということで、前回よりも更に踏み込んだ内容についても、忌憚のない意見交換となりました。

最後に、県・建築指導課防災指導係長・渡辺泰彦氏が、「お互いの立場によって、法律をどのように読みとっていかかが異なるが、少なくとも、確認を間に行政と業界がにらみ合うものではなく、要は、如何により良い建物をつくっていくかということが基本なので、疑問が生じたときは、面倒がらずに遠慮なく行政の窓口にご相談に来て欲しい」と挨拶して散会しました。

### 会員優先指名・事業量の確保などを陳情

(社) 埼玉県測量設計業協会

当協会は、62年12月4日、正副会長並びに顧問の県議及び役員一行14名で浦和市仲町の知事公館で知事を前に、小山会長は次の事項につ

いて陳情した。①協会の優先指名、②年間発注の平準化と端境期対策、③公共事業予算の増額、④道路台補正費の増額、⑤河川区域図整備費の増額、の5項目を掲げ陳情した。特に会員優先指名に関連し「入札指名に際し測協未加入業者に対して県側より加入の勧奨を行って頂けないか」と懇請した。これに対し、知事は「県内業者優先指名は基本姿勢で変ってはいない。ただ、これには受注能力が問題。特に設計の分野ではこの点の技術向上が必要だ」と指摘、また、端境期対策には理解を示し、前年対比30%増を見込んで今議会の承認を求めていることを明らかにした。道路台帳の補正、河川台帳の整備費についても前年を上回る予算確保を約束した。また事業の執行に際し「予算並びに発注が本工事優先に片寄るきらいがある」と測量関係事業への配慮を求めたのに対し、知事はなるべく均衡のとれた発注方法をとるよう指示するとの見解があった。

### 信頼産業として再出発

(社) 埼玉県宅地建物取引業協会

建設省の「不動産業中長期ビジョン」は21世紀へ向かって中小不動産業者が生き残る為には地域に密着した信頼産業でなければならない事を示しています。

中小業者は大手企業や信託銀行と違って全国のネットで営業展開している訳ではありません。

それぞれの鉄道沿線、通勤圏、衛星都市等の限られた営業エリアの中で地域に密着した不動産流通業務に従事しているのが実情です。それぞれの地域の中で不動産取引を行う場合「安心と安全」を消費者の皆さんにお認め戴くのが私達の存立の基盤になります。その為には不動産業者である前に地域社会の中で市民として愛され、信頼されなくてはならない人であって欲しいと思います。

そして私達は不動産のプロとしての専門的な知識と豊富な経験が必要です。また消費者、ユーザーのニーズが多様化している現在、そのニーズに答えるため正確で豊富な住宅、宅地を共有していなければなりません。その為に県協会では東京都の協会と提携して埼玉レイنزを導入し、3月には埼玉レイنزが全面的にオープン致しました。

今年は私も埼玉県不動産業界の正に不動産流通の新しいスタートの年になる事と思います。会員皆様の深いご理解と温かいご協力を心からお願い申し上げます。

### 新事務所へ移転のお知らせ

関東中央生コンクリート工業組合  
埼玉支部

支部構成員の $\frac{2}{3}$ 以上を擁し共販実施中の埼玉中央生コン協組の手によりかねて建築中の事務所ビルがこのほど完成し当支部も移転すること

になりました。一方、県単位工組の方も5月を目標に設立準備中です。先進組合の方々のご指導をお願い致します。

移転先および竣工記念行事等については次のとおりです。

- ・新住所 浦和市南浦和3-17-5  
埼玉中央生コン会館内
- ・TEL 0488-85-8621 (代)  
(3月11日より移転)
- ・会館規模 SRC造・地下1F地上4F)  
(4Fホール・地下喫茶室予定)
- ・竣工披露パーティ予定  
4月5日(火) 県知事、浦和市長、関係団体等多数出席のうえ挙行。

- ・1級実地試験申込受付 10月14日～28日
- ・1級実地試験 12月上旬

・検定合格発表 64年3月下旬

以上

#### 昭和63年度技能検定実施日程

項目	期	前 期	後 期
実 施 公 示		昭和63年3月1日(火)	昭和63年8月25日(木)
受 検 申 請 受 付		“ 4月4日(月)から “ 4月15日(金)まで	“ 10月3日(月)から “ 10月14日(金)まで
実 技 試 験	問 題 公 表	“ 6月10日(金)	“ 11月25日(金)
	実 施	“ 6月17日(金)から “ 9月12日(月)まで	“ 12月2日(金)から 昭和64年3月6日(月)まで
学 科 試 験		“ 8月28日(日)	“ 1月29日(日)
		“ 9月4日(日)	“ 2月1日(水)
		“ 9月11日(日)	“ 2月5日(日)
合 格 発 表		“ 10月7日(金)	“ 2月12日(日)
			“ 3月24日(金)

### 一級、二級木造建築と試験日程 について (お知らせ)

(社)埼玉建築士会

会員の皆様、常日頃本会の育成にご尽力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり一級、二級木造建築士の試験実施については、建設大臣から中央指定試験機関の指定をうけている財団法人建築

技術教育普及センターの委託をうけて(社)埼玉建築士会が実施しておりますが、昭和63年度建築士試験は、次により実施されますので、受験希望者への周知等よろしく願いいたします。

#### 試験日程等

区分	受 付	学科試験	製図試験	合格発表
一 級	63. 5. 30～63. 6. 3	63. 8. 7	63. 10. 9	63. 12. 19
二 級	63. 4. 18～63. 4. 22	63. 7. 10	63. 9. 18	63. 12. 2
木 造	63. 4. 18～63. 4. 22	63. 7. 10	63. 9. 18	63. 12. 2

### 昭和63年度造園工事関係 試験・検定の日程決まる

(社)埼玉県造園業協会

昭和63年度に行われる造園施工管理技術等検定試験及び造園技能検定試験の申請受付試験日程が次表のとおり決定されました。

受験希望者は受付期日に遅れないよう申請して下さい。試験日程等の詳細については、事務局(0488-64-6921)へお問合せ下さい。

#### <63年度造園工事技術試験日程>

- ・1・2級受験申込受付 6月3～17日
- ・1級試験 9月4日、(合格発表10月14日)
- ・2級試験 9月18日、(合格発表11月30日)

全国会長・評議員会議開催

## 独立した事務局設置構想、ほぼ固まる！

全国建産連は、去る1月21日午後1時30分から4時までの間、JR東京駅の東京ステーションホテルにおいて、理事である各府県建産連の会長と評議員約110名の出席のもとに、全国会長・評議員会議を開催、次の事項について審議するとともに、議事の終了後、(財)建設経済研究所理事の穴戸寿雄氏を講師に迎えて「日本経済と公共投資」と題する講演会を実施したが、特にこの会議において全国建産連の事務局設置構想は大きな前進となり、意義深いものとなった。

なお、この会議には、来賓として建設省側からは村瀬建設業課長と同課石川企画係長、(財)建設業振興基金からは大橋理事等が臨席された。

まず、審議事項は、各府県建産連提案議題として岩手県建産連から①「改正労働基準法に定める労働時間への移行と週休2日制の導入により労働生産性を高め、経営の健全化を図るために必要な措置について」及び②「建設労働者の労働災害補償制度の充実について」の2件の提出があり、この提案理由として岩手県建産連の望月会長は、前者については建設産業を魅力あるものとするには労働条件の改善が急務であり、このためにはゆとりのある工期の設定とそれを

見込んだ設計積算が必要であること、また、後者についても同様な論拠のもとに建設労働者の処遇改善として、少なくとも他業種に比べて遜色のない災害補償制度の確立が必要であると力説、建産連活動への取組を提言した。このことについて、この会議では明確な対応までは論及に至らなかったものの、建設産業界にとってこの事案は極めて重要な課題であるとの認識では一致し、今後前向きで検討していこうということになった。

次で、全国建産連にとって永年の懸案であり、また、去る11月10日開催の全国府県の会長会議でも論議の的となった全国建産連の事務局設置構想について、斎藤会長から「当面する課題」として提案され、その是非を問うた。

即ち、全国建産連に独立した事務局を置くことについては従来においても大多数の府県建産連に異論はなかったが、問題は人件費を含めその事務局を維持するに足る財源をどこに見出すかが大きな障壁であり、特に会費値上をしてまで事務局設置に踏切ることにはかなりの抵抗感があった。

そこで斎藤会長がこの会議で提案した内容は、さきの会長会議以降、建設省側と精力的に折衝

した経緯を踏まえたもので、自助努力として現行会費を倍額程度に増額できれば、事業拡充に必要な経費として応分の振興策助成金の増額が期待できる見通しになったこと、また、これを前提に予算を試算すると、2人の専任職員を置く事務局設置は可能であり、しかも、これが実現できれば、法人化への距離は一気に縮まることになる、という趣旨のものである。

結果においてこの提案は、ある県建産連会長さんの力強い賛成意見によって一挙に是認の方向づけがなされ、事務局設置の夢は、来る6月6日の通常総会に向けて大きく前進することとなった。

なお、この会議で示された事務局設置構想によれば、改めて通常総会の議を経て、来る7月1日に開設ということになる。



- 12月22日 **各団体事務局長会議**  
昭和63年新年賀詞交換会の事前打合せ、その他建産連事業の諸報告のため事務局長会議を開催
- 12月24日 全国建産連組織強化方策について協議のため、斎藤会長が建設省村瀬建設業課長を訪問
- 1月6日 新年年賀挨拶と建産連活動の協力要請のため、斎藤会長、長島専務理事等が県庁幹部を訪問
- 1月7日 埼玉新聞社等主催の新年賀詞交換会に斎藤会長出席
- 1月8日 **昭和63年新年賀詞交換会**  
建産連加盟29団体合同の新年賀詞交換会を建産連会館センター3階大ホール等において開催、盛大に賀詞の交換を行った。出席者約500人。
- 1月12日 新年年賀挨拶と建産連活動の協力要請のため、正副会長が建設省、建設業退職金共済組合、(財)建設業振興基金、雇用促進事業団を訪問
- 1月14日 全国建産連組織強化方策等について、斎藤会長が建設省村瀬建設業課長等と協議
- 1月21日 **全国建産連正副会長会議、全国府県会長・評議員会議**  
東京ステーションホテルにおいて、府県建産連提出議題及び全国建産連事務局整備構想について審議、議事終了後(財)建設経済研究所穴戸理事長の「日本経済と公共投資」と題する講演会を開催、斎藤会長ほか各副会長等出席
- 1月26日 埼玉県電気工事工業組合新年会に長島専務理事出席
- 1月28日 **広報委員会**  
建産連ニュース第35号の発行、第36号の編纂及び昭和63年度広報関係事業計画について協議
- 2月12日 建設省建設業課構造改善対策官主催の元請・下請構造改善協議会構想意見交換会に長島専務理事出席
- 2月15日 県主催の公益法人実務研修会に森主任出席
- 2月19日 **建設業経営講習会**  
「建設業経営の体質改善と雇用改善の進め方」(社)埼玉県建設業協会と共催  
於 建産連会館センター3階大ホール 受講者 66名  
講師 近野経営研究所(株)  
経営コンサルタント  
社会保険労務士 近野 敏先生
- 2月26日 埼玉県勤労者福祉施設運営協議会(上尾市・イコスで開催)に関根所長出席
- 3月4日 **正副会長会議・理事会**  
昭和62年度一般・特別両会計の収支決算見込、昭和63年度一般・特別両会計収支予算の編成方針、通常総会開催日程等について協議
- 3月10日 **全国建産連正副会長会議**  
経団連会館において昭和63年度事業計画、同予算編成方針等について協議
- 3月11日 (社)埼玉県宅地建物取引業協会「埼玉レインズ」開設祝賀会に斎藤会長出席
- 3月15日 **講演会**  
「埼玉の歴史と文化財」  
於 建産連会館センター2階第1会議室 聴講者 35人  
講師 埼玉県史編さん室参与 柳田 敏司 先生
- 3月18日 '88さいたま博覧会前夜祭に斎藤会長出席
- 3月19日 '88さいたま博覧会開会式に正副会長出席

# 埼玉建産連会館センターの利用を

## 埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利用案内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(株)埼玉県建設産業界連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

### 施設の概要

所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地

敷地面積 3,000㎡

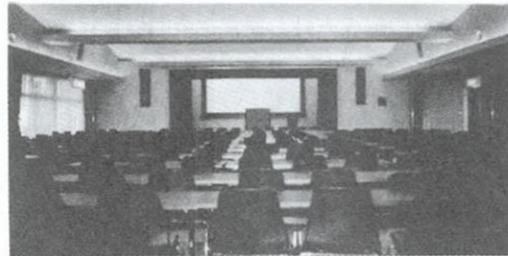
### ○福祉センター

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建

●総延床面積 1,574.85㎡

●建物の用途

1階：管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

センター利用状況  
(62年度)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
第1会議室	22	20	16	24	7	30	21	9	18	13	15
第2会議室	35	40	38	14	17	18	17	17	13	12	20
第3会議室	7	9	6	10	14	12	8	4	7	3	12
第5会議室	16	13	9	18	10	24	19	13	9	10	13
第6会議室	7	9	8	3	1	1	4	2	2	6	4
第7会議室	}	5	2	1	1	3	4	1	2	3	1
第8会議室											
特別会議室	10	15	7	6	7	3	8	4	10	9	5
多目的大ホール	14	19	23	23	10	18	20	21	12	10	12
一階ロビー	14	6	13	6	5	4	3	4	2	5	6
合計	125	136	122	105	72	113	104	75	75	71	88

2階：会議室 4室  
和室娯楽研修室 3室  
計 7室

3階：多目的大ホール、ステージ、放送室

### ○建産連会館

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階  
塔屋1階建

●総延床面積 2,713.75㎡

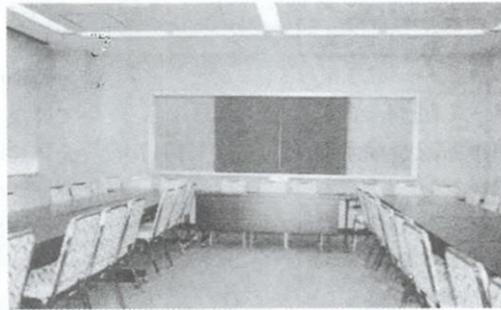
●建物の用途

1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等19  
団体事務室



▲研修室

### ■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時

2. 休館日

日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日も利用に応じます。

3. 利用のお申し込み

●所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎0488(61)4311

●受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。

●どなたでも御利用できます。

4. 駐車場(無料) 100台収容

種別	区分	施設利用料			
		午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～17:00	夜間 17:30 ～20:00	全日
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	15人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	12人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

### 備付物件利用料

物件名	利用料
1. マイク	1個につき 500円
2. スライド映写装置 (スクリーンを含む)	1台につき 600円
3. 16mm映写装置 (スクリーンを含む)	1台につき 2,000円
4. ビデオ装置 (VTR用スクリーンを含む)	1台につき 1,500円

(注) この利用料は、会議室等の施設利用区分(午前・午後・全日等)と同様に、1回の利用を単位として適用する。

# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 積田鉄治	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林省吾	上尾市本町 1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本孔志	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 野口勇雄	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 鈴木武信	"	"	0488 61-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485 22-0333
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 長谷川博俊	"	"	0488 66-1775	埼玉県下水道施設 維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	330	0486 44-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山 清	大宮市宮原町 1-39	330	0486 63-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井 進	上尾市上野 57-1	362	0487 81-2590
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長代行副会長 今泉康次	与野市下落合 4-14-11	338	0488 55-4111	(財)埼玉県建築住宅 安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 65-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 小築裕明	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 66-4381	埼玉県内装仕上工業 協同組合	理事長 神保吉良	戸田市喜沢 1-18-7	335	0484 41-4331
埼玉県建設大工工業協会	会長 後藤喜平	"	"	0488 62-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸清二	浦和市大字鹿手袋 597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	"	"	0488 61-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県建築士 事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 河村 仁	大宮市浅間町 1-4-4	330	0486 42-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	0488 62-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66-4061	関東中央生コンクリート 工業組合埼玉支部	支部長 田中瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	"	0488 85-8621
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水茂三	"	"	0488 62-2542					

建産連ニュース 第36号

昭和63年3月25日印刷発行

編集社団  
発行法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336  
浦和市鹿手袋597番地  
電話 (66) 4301

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月